

# 熱海市新型コロナウイルス感染症 予防対策費助成金

市内事業者の皆様の新型コロナウイルス感染予防対策への取り組みを支援するため、対策に要する費用の一部を助成します。

## 助成額

1事業所(店舗)あたり

**上限5万円**

《市内に複数の事業所(店舗)を有している場合》  
1事業所(店舗)あたり上限5万円で10万円が限度

## 申請受付期間

令和2年10月12日(月)～令和3年3月31日(水)

**助成対象者** ※詳しくは裏面をご覧ください

熱海市内に下記のいずれかに該当する事業所や店舗を有する方

- ・ 病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護事業所、助産所
- ・ 障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所
- ・ 障がい福祉サービス事業者、障がい者一般相談支援事業者、障がい者特定相談支援事業者
- ・ 介護サービス事業所
- ・ 中小企業者で接客を伴う事業を行う方  
※主に、不特定多数の市民や観光客に対面で物販・サービス等を提供する事業者の方
- ・ 飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を有する方

**助成対象経費** ※詳しくは裏面をご覧ください

- ・ マスク、フェイスシールド、消毒液、体温計、仕切り板など  
新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に必要な消耗品の購入に要する経費  
〔新たに、1点当たりの取得価格が10万円未満の備品類(空気清浄機、サーキュレーター、サーモカメラ、非接触消毒液ディスペンサーなど)も対象に加えます〕
- ・ 事業用のカラオケ機器に係るカラオケリース料  
※令和2年8月1日から同月31日までの間、カラオケ機器を使用しなかった場合に限る

## 助成対象者

市町村税等（徴収猶予に係るものを除く）に未納がなく、  
熱海市内に以下①から⑥のいずれかに該当する事業所、店舗等を有する方（法人・個人事業主）

- ① 健康保険法に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所、医療法に規定する助産所
- ② 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定事業者等、指定相談支援事業者
- ④ 介護サービス事業所
- ⑤ 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、接客を伴う事業を行う方  
例）主に、事務所や店舗の中などの密になりやすい環境下で、不特定多数の市民や観光客に対面で物販・サービス等を提供する事業者を想定しています。
- ⑥ 飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を営む方  
例）主に、スナック、クラブ、バー、居酒屋、レストラン、ホテル、旅館、土産物店等を想定しています。

## 助成対象経費

### ① 新型コロナウイルスの感染予防対策に必要な「消耗品」の購入経費

例）マスク、フェイス・マウスシールド、消毒液、石鹼、体温計、仕切りアクリル板、飛沫感染防止スクリーン・シート など

新たに、1点当たりの取得価格が10万円未満の備品類（空気清浄機、サーキュレーター、サーモカメラ、非接触消毒液ディスペンサーなど）も対象に加えました

- ※令和2年4月1日以降に購入したものが対象です。
- ※空調関係機器、換気扇等の設備やそれらの設置に係る工事に係る経費は対象外です。
- ※申請の際、感染予防対策で購入した消耗品であることが容易にわかるよう、商品種別や商品名が明示された領収書やレシートが必要です。
- ※消耗品購入の際は、できる限り市内商店等での購入にご協力願います。

### ② 事業用のカラオケ機器に係るカラオケリース料

- ※令和2年8月1日から同月31日までの間、感染予防対策としてカラオケ機器の使用を自粛した場合に限りです。
- ※申請の際、リース料の領収書及び上記期間中にカラオケを使用しなかったことが客観的にわかる書類（例：リース業者等による証明書の類のもの）が必要です。

## 助成額

助成対象経費（①と②を合計した額）の10分の10で **1事業所（店舗）あたり 上限5万円**

- ※市内に複数の事業所（店舗）を有している場合は、1事業所（店舗）あたり上限5万円で10万円が限度
- ※申請は、1人の助成対象者（法人または個人事業者）につき1回限りです

## 申請から交付までの流れ

### ①：申請書入手

熱海市ホームページから  
申請書をダウンロードして  
ください。

<https://www.city.atami.lg.jp>  
なお、インターネット環境がない  
方は、下記の場所に申請書を用  
意しています。

- ・市役所観光経済課  
産業振興室(第1庁舎3階)
- ・南熱海支所
- ・泉支所
- ・熱海商工会議所

### ②：申請書の作成

必要書類等は、  
別紙の「申請時の必要書類」  
で詳しくご案内しています。

### ③：申請書の提出

〔受付期間〕  
令和2年10月12日(月)  
～令和3年3月31日(水)

**原則「郵送」で申請願います**

〔送付先〕  
〒413-8550  
熱海市中央町1番1号  
熱海市役所  
観光経済課 産業振興室  
コロナ対策助成金担当 あて  
※郵送料は申請者負担で  
願います。

### ④：助成金の交付

申請書類の  
不備等がなければ、  
申請書受理後、  
おおむね30日程度で  
ご指定の口座に助成金を  
振込みます。

※助成金の振込みに  
あたっては、市役所から  
申請者に振込日等の  
通知は特に行いません。  
通帳を記帳するなどして  
振込みをご確認ください。

## 【お問い合わせ及び申請書送付先】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室 〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
電話：0557-86-6203・6204 FAX：0557-86-6199  
e-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp